

事業者のみなさんへお願い

船橋市 環境保全課

船橋市では、近年建設工事や解体工事にもなう重機等の騒音や振動についての苦情が多く寄せられ、近隣住民とのトラブルが増えています。

これらの苦情の多くは、施工業者の事前説明不足や住民への対応の悪さが原因となっております。

工事を始める前には法令等に基づき届出する事は勿論のこと、近隣住民に対して十分な工事説明を行うとともに、苦情等に対しても誠意ある対応をお願いいたします。

事前の届出が必要です

特定建設作業の届出

重機等を使用して、建設作業を行う場合には、騒音規制法、振動規制法及び船橋市環境保全条例に基づき、作業開始の7日前までに特定建設作業の届出が必要になります。(ただし、1日で終了する場合は除きます。)

大気汚染防止法に基づく届出

吹き付け石綿を使用している建築物の解体、改造又は補修するときは、大気汚染防止法に基づき、作業開始の14日前までに特定粉じん排出等作業の届出が必要になります。

なお、届出の対象となる建物要件等については、お問い合わせください。

工事に際しての注意事項

- 1 騒音・振動・粉じんが発生すると想定される場合には、工事の概要やそれぞれの防止対策などについて、事前に詳しく説明してください。
- 2 工事の実施にあたっては、低騒音・低振動の建設機械や工法を採用して下さい。
- 3 さく岩機やブレーカを使用する場合には、消音機を付けたり防音シートなどで十分に養生を行ってください。
- 4 建設機械の操作については、必要以上にバケットを振らない等、常に適正な操作を心がけて下さい。
- 5 整備不良による、異常な騒音、振動が発生しないよう点検、整備に心がけて下さい。
- 6 粉じんの飛散の防止をするため、散水、覆い等を行うとともに、廃材等の処理についても適正に行ってください。
- 7 事故防止のために関係者以外の立入が出来ないような処置を行い、必要な場合は交通整理等の保安要員を配置してください。
- 8 工事現場には、住民の窓口となる責任者の氏名、連絡先を表示するとともに、現場担当者は騒音・振動の発生状況等を監視し、状況に応じて自主測定を行ってください。

－お問い合わせ先－

船橋市環境部環境保全課大気・騒音班
船橋市湊町2丁目10番25号
電話 047-436-2452
FAX 047-436-2487